

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等の概要

【条例制定理由】

●平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の保育料の額については、市町村が定める必要がある。(子ども・子育て支援法第27条第2項及び第29条第2項)

※保育料の額については、条例において上限額を定め、具体的な額については規則で定めるものとする。

●新制度では、公立保育所における保育料を、公の施設の「使用料」として条例に根拠を定め徴収する必要がある。これに伴い、公立保育所における延長保育料や一時保育料の徴収根拠についても同様に定めるものである。

《主な内容》

◎現行制度との主な変更点

変更点	現行	新制度
1. 保育料の算定基準	所得税額	住民税額
2. 保育料の決定時期	4月(年1回)	4月及び9月(年2回)
3. 保育料の設定	1区分	2区分 (保育標準時間) (保育短時間)
4. 多子軽減(3子目以降適用の要件緩和)	同一世帯に、同時に保育所や幼稚園等に通園している場合に限り、年齢が高い順から第3子目以降の保育料を無料(第2子目は半額)	同一世帯に、小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合には、年齢が高い順から第3子目以降の保育料を無料(第2子目の半額適用については現行のとおり)
5. 市立保育所における延長保育料の設定	設定なし	「保育短時間」の設定を超えた利用に対して発生する延長保育料を設定
6. 一時保育料の見直し	利用時間にかかわらず一律1,500円/日	利用時間に応じた料金体系に見直し。(基本利用時間を保育短時間に設定)

1. 保育料の算定基準について

これまで保育料については、世帯の「所得税額」（所得税非課税世帯は住民税額）を基準として保育料が計算されていましたが、新制度では世帯の「住民税額」を基準として計算されます。

2. 保育料の決定時期について

これまで保育料の決定は4月の年1回でしたが、新制度においては4月に前年度の市民税額により決定し、9月に当該年度の市民税額により決定します。

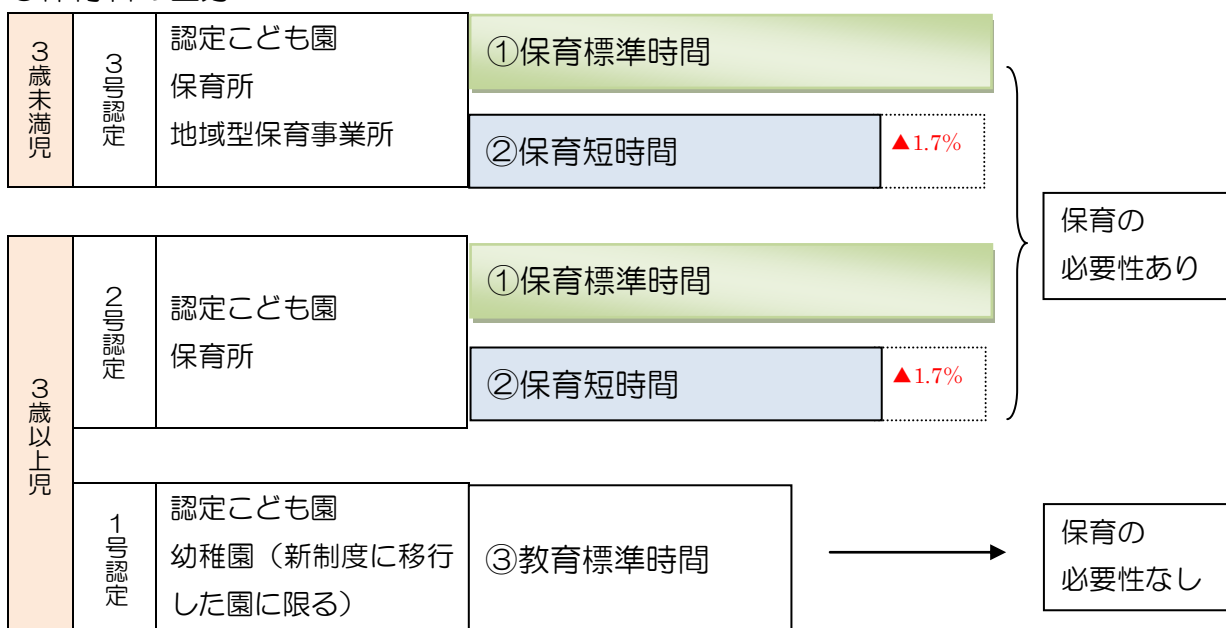
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
世帯の前年度の市民税所得割の合計額によって保育料を決定する。					世帯の当該年度の市民税所得割の合計額によって保育料を決定する。						

3. 保育料の設定について

◎設定にあたっての留意事項

- 2号、3号認定の保育料の額については、現行水準を維持する。
- 1号認定の保育料の額については、市内の私立幼稚園の保育料水準を基準に、2号認定を受けた子どもの保育料とのバランスを考慮する。
- 多子世帯に対する支援策を検討する。

◎保育料の区分



● 2号及び3号認定の保育料の額の設定

2号及び3号認定の保育料の額については、現行水準を維持しつつ、新制度において保育の必要量に応じて施設の利用時間が「保育標準時間」及び「保育短時間」に区分されることに伴い、保育料についても区分に応じた額の設定をすることとします。

保育標準時間・・・1日最大11時間の中で必要となる時間利用可能
保育短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる時間利用可能

保育標準時間と保育短時間の保育料の差については、国の示す基準どおり▲1.7%を基本に設定することとします。

● 1号認定の保育料の額の設定

認定こども園及び新制度に移行した私立幼稚園において1号認定を受けた場合の保育料については、市で定めることとなります。（保育料については、各施設に納付することとなります。）保育料の額については、市内の私立幼稚園の保育料の額（平均月額18,000円：入園金及び施設整備費を含む）を基準として設定することとします。

4. 多子世帯への支援策について（多子軽減）

これまで、多子世帯に対する保育料の軽減については、同一世帯で、同時に保育所や幼稚園等に通園している場合に限り、年齢が高い順から第3子目以降の保育料を無料としておりましたが、第3子目の適用の条件を緩和することにより、同一世帯に「小学校3年生以下」の子どもが3人以上いる場合は、小学校3年生の子どもなかで年齢が高い順から第3子目以降の保育料を無料とすることとします。

例1) A（小学校3年生）、B（4歳：保育所）、C（0歳：保育所）の子どもがいる世帯

	A	B	C
現行		全額	半額
改正案		全額	無料

Cが小学校3年生以下の子どもなかで、3子目となるので無料となる。

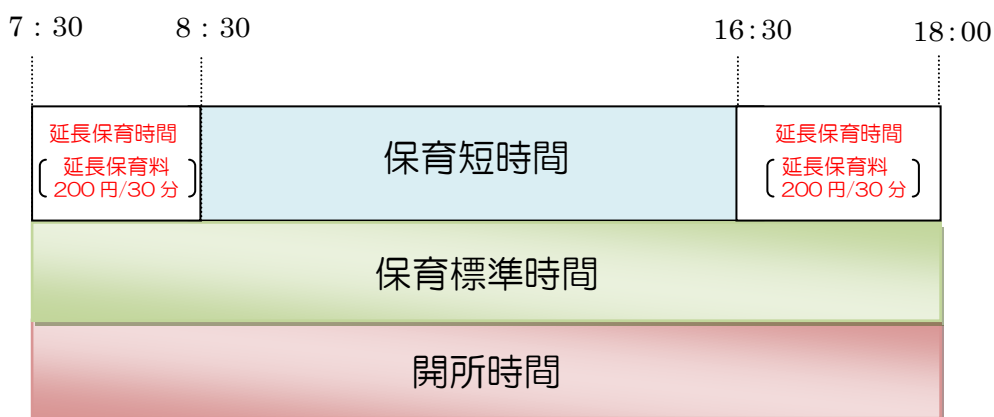
例2) D（小学校3年生）、E（小学校1年生）、F（4歳：保育所）、G（2歳：保育所）、H（0歳：保育所）の子どもがいる世帯

	D	E	F	G	H
現行			全額	半額	無料
改正案			無料	無料	無料

Fが小学校3年生以下の子どもなかで、3子目となるので無料となり、G及びHにおいても3子目以降となるので無料となる。

5. 市立保育所における延長保育料の設定について

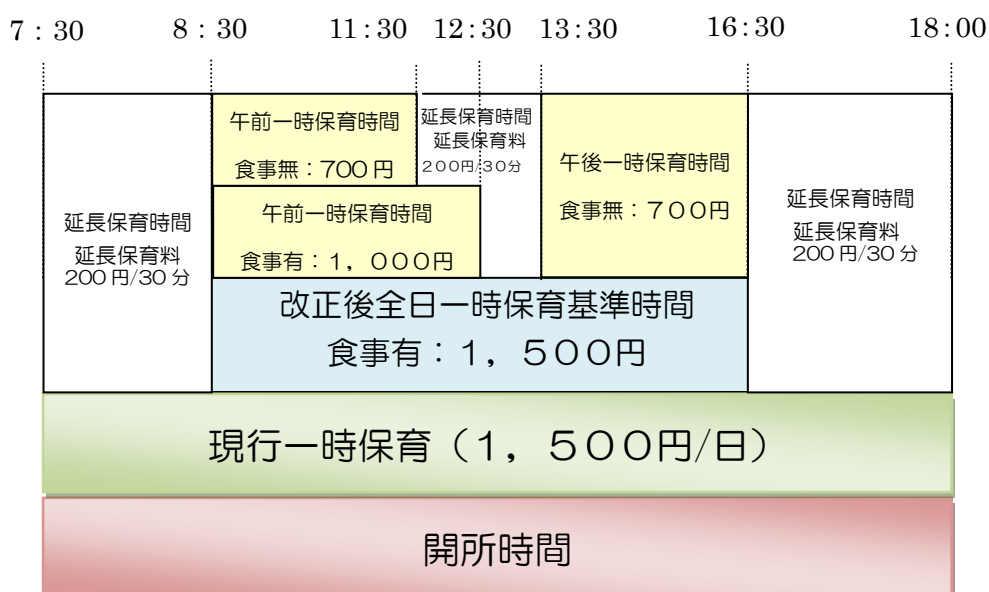
市立保育所につきましては、これまで延長保育は実施しておりませんでした。新制度におきましては保育の利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分かれることから「保育短時間」の設定を超えた利用に対して発生する延長保育料を設定します。



6. 市立保育所における一時保育料について

現行では、利用時間帯にかかわらず一律1,500円を徴収していますが、新制度への移行に伴い、利用時間に応じた料金体系に見直しを行います。

利用時間については、保育短時間（8時30分から16時30分）を一時保育の基本利用時間としたうえで、園において就労等の特別な事情を認めた場合には、延長保育料を支払ったうえで、利用できるものとします。



※午前及び午後の利用時間に係る区分を継続して利用する場合の一時保育料の額は、全日の利用時間に係る額とします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業料額表

1 保育の提供を受ける場合（2号、3号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額（各階層区分の上段が保育標準時間、下段が保育短時間の金額（単位 円））		
階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護世帯等		0	0	
			0	0	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	
			0	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,000	3,400	
			5,000	3,400	
C 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	ひとり親世帯等	15,000	12,500	
			14,700	12,200	
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,000	13,500	
			15,700	13,200	
C 2	A階層及びC 1階層を除き、当該年度分の市町村民課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	18,500	15,500
			ひとり親世帯等以外の世帯	18,100	15,200
		48,600円以上 72,800円未満	ひとり親世帯等	19,500	16,500
			ひとり親世帯等以外の世帯	19,100	16,200
D 1	48,600円以上 72,800円未満	ひとり親世帯等	24,600	22,200	
		ひとり親世帯等以外の世帯	24,100	21,800	
D 2	72,800円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等	30,000	27,000	
		ひとり親世帯等以外の世帯	29,400	26,500	
D 3	97,000円以上 133,000円未満	ひとり親世帯等	37,000	30,500	
		ひとり親世帯等以外の世帯	36,300	29,900	
D 4	133,000円以上 169,000円未満	ひとり親世帯等	44,500	33,100	
		ひとり親世帯等以外の世帯	43,700	32,500	
D 5	169,000円以上 213,000円未満	ひとり親世帯等	48,000	35,300	
		ひとり親世帯等以外の世帯	47,100	34,600	
D 6	213,000円以上 257,000円未満	ひとり親世帯等	52,000	35,300	
		ひとり親世帯等以外の世帯	51,100	34,600	

D 7		257,000 円以上 301,000 円未満	57,000	35,300
			56,000	34,600
301,000 円以上 397,000 円未満		60,000	37,100	
		58,900	36,400	
D 9		397,000 円以上	63,000	38,400
			61,900	37,700

2 教育の提供を受ける場合（1号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額 (単位 円)	
階層 区分	定義			
A	生活保護世帯		0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	77,100 円以下	ひとり親世帯等	10,300
			ひとり親世帯等以外の世帯	11,300
D 1	77,101 円以上 211,200 円以下		14,400	
D 2	211,201 円以上		18,000	

市立保育所延長保育額表

利用時間	延長保育料
7時30分から8時30分まで	30分につき 200円
16時30分から18時まで	30分につき 200円

市立保育所一時保育料額表

利用時間		一時保育料
全日	8時30分から16時30分まで（食事あり）	1,500円
半日(午前)	8時30分から11時30分まで（食事なし）	700円
	8時30分から12時30分まで（食事あり）	1,000円
半日(午後)	13時30分から16時30分まで（食事なし）	700円
延長保育料	上記利用時間を超える利用の場合	30分につき 200円